平成２３年（フ）第５５６４号
大阪府茨木市大住町15番19号
債務者　谷口　保明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５６８号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目６番25号　トムズコート悠希406号
債務者　和田　玲子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６１９号
大阪府茨木市鮎川１丁目７番31号
債務者　山本美佐緒
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２０号
大阪市淀川区東三国２丁目７番18号　ハイツトラストパート２―301号
債務者　小笠原亜矢
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２１号
大阪府東大阪市客坊町10番35号　広原ハイツ103号
債務者　村上　清美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６２４号
大阪府東大阪市永和２―７―30　小阪病院内、住民票上の住所大阪府東大阪市下六万寺町３丁目２番44号
債務者　土居嘉世子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３４号
大阪府吹田市岸部中３丁目８番９号
債務者　中村千代惠
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３８号
大阪市西成区玉出西２丁目20番53号
債務者　相羽　勇貴（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６３９号
大阪府寝屋川市緑町10番６号
債務者　松田　達也
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６４４号
大阪府八尾市志紀町２丁目86番地　グランドール401号
債務者　竹田ひとみ（旧姓小堀）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５号
長崎県長崎市青山町258番地７　藤和青山ハイタウン1002号
債務者　山田　眞理
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
北海道根室市弁天町２丁目42番地
債務者　山内　真弓（旧姓横濱）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第５４７号
栃木県宇都宮市新里町丁1119番地116
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５４号
栃木県宇都宮市今泉町19番地20　丸田ハイツ106、前住所栃木県宇都宮市平松本町831番地３　コーポ小野川Ａ101
債務者　渡辺　久生
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５６号
栃木県宇都宮市戸祭１丁目12番32号　戸祭マンション43号室、前住所栃木県宇都宮市明保野町４番12号　明保野レジデンス205
債務者　齋藤　隆司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６３号
栃木県宇都宮市上戸祭町533―７　パラドールＢ201号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市西２丁目４番31号　西壱番館ｔｅｉ402号
債務者　小宮章二朗
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係